

技術提案の事前評価に係る技術対話マニュアル

(令和4年3月3日)

総合評価落札方式において、技術者の能力や技術提案の実現性を評価する上で技術提案者へのヒアリング（以下、技術対話という。）は重要な判断要素となる。このため、和歌山県における建設工事に係る一般競争入札実施要綱（令和4年2月25日施行）を適用する案件において、技術提案の事前評価を実施する場合は、技術対話の機会を設けることが出来ることとしている。

なお、技術対話の機会を設ける場合は、この旨を入札説明書等に明記することとする。

(1) 技術対話の実施

1) 技術対話の範囲

技術対話の範囲は、技術提案に関する事項とし、技術提案の内容及び配置予定技術者の理解度を確認するものとする。それ以外の項目については、原則として対話の対象としない。

2) 技術対話の対象者

技術対話は、技術提案を提出した全ての提案者を対象に実施する。入札参加希望者間の公平性を確保するため、複数日にまたがらずに実施することを基本とし、Web会議を活用するなど入札参加希望者が他者の競争参加を認知することのないよう十分配慮する。

また、技術対話の対象者は、配置予定技術者とし、技術提案の内容を十分理解しているかどうかについて説明を求めるものとする。

なお、技術提案提出時点で配置予定技術者が確定しない場合は、候補者複数名の出席を可とする。ただし、提案者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限るものとする。

3) 技術対話の手順

競争参加者側から技術提案の概要説明を行った後、技術提案に対する確認に関する対話を行うものとする。

なお、技術対話において他者の技術提案、参加者数等の他者に係る情報は一切提示しないものとする。

A. 技術提案の確認

競争参加者から技術提案の特徴や利点について概要説明を受け、施工上の課題認識や技術提案の不明点について質疑応答を行う。

B. 発注者からの入札参加資格結果通知

技術提案の内容に過剰な提案（オーバースペック）が含まれる場合は、提案者の意図を確認したうえで、オーバースペックであることを指摘し、入札参加資格確認結果通知の際、オーバースペックに該当すると判断した技術提案については入札価格に反映させないよう通知するものとする。

なお、技術提案の内容に要求要件や施工条件を満たさない事項がある場合には、発注者は当該競争参加者の競争参加資格がないものとして取り扱うものとする。

また、新技術・新工法の安全性等を確認するための資料が不足している場合には、追加資料の提出を求める。